

前橋市中心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">○前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労継続支援に関する事業等を行うことにより、障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。第3条において同じ。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、本市に多機能型事業所(以下「事業所」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 前橋市多機能型事業所こころ</p> <p>(2) 位置 前橋市朝日町三丁目21番14号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 事業所は、障害者に対し、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第5条第7項に規定する生活介護に関する事業として次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる日常生活上の支援に関すること。</p> <p>イ 創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援に関すること。</p> <p>ウ その他日常生活上の支援に関し必要なこと。</p> <p>イ 創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関すること。</p> <p>(3) 事業所の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供に関すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する施設等の提供は、地域交流の促進を図り、地域コミュニティを形成する場合についても行うものとする。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、事業所に次の施設を置く。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p>	<p style="text-align: center;">○前橋市中心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関する事業を行うことにより、知的障害者(以下「障害者」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、本市に心身障害者デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 前橋市中心身障害者デイサービスセンター</p> <p>(2) 位置 前橋市元総社町二丁目20番地6</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 デイサービスセンターは、障害者に対し、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる日常生活上の支援に関すること。</p> <p>ア 排せつ及び食事等の介護</p> <p>イ 生活等に関する相談及び助言</p> <p>ウ その他日常生活上の支援に関し必要なこと。</p> <p>(2) 創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援に関すること。</p>

(2) 相談室

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 会議室

(利用許可)

第5条 前条第5号の会議室(第3条第1項第1号及び第2号並びに前橋市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例(昭和61年前橋市条例第6号)第3条第1号の事業による使用がない場合に限る。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をするに当たっては、事業所の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他事業所の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(使用料)

第8条 利用者は、第3条第1項第1号及び第2号に規定する事業の提供を受けたときは、法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、法第29条の規定による介護給付費又は法第30条の規定による特例介護給付費が支給されるときは、同項の規定により算定した費用の額から当該介護給付費又は当該特例介護給付費の額を控除した額を使用料とする。

第9条 利用許可を受けた者は、別表に定める使

(使用料等)

第4条 利用者は、事業の提供を受けたときは、法第29条第3項の規定により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、法第29条の規定による介護給付費又は法第30条の規定による特例介護給付費が支給されるときは、同項の規定により算定した費用の額から当該介護給付費又は当該特例介護給付費の額を控除した額を使用料とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、デイサービスセンターの使用料を減免することができる。

用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条第1項及び第9条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第13条 利用許可を受けた者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(入館の拒否)

第14条 市長は、事業所の入館者が第6条各号のいずれかに該当するときは、当該入館者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 事業所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 事業所の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例で定める管理の基準に従い、事業所を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、事業所を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必

(使用料の不還付)

第5条 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 デイサービスセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) デイサービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、デイサービスセンターを適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、デイサービスセンターを管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、当該個人情報の適正な取

要な措置を講じなければならない。

5 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条から第 7 条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

区分	使用料					
	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	全日
	8時 ～ 12時	13時 ～ 17時	18時 ～ 22時	8時 ～ 17時	13時 ～ 22時	8時 ～ 22時
会議室	1,600 円	1,600 円	1,600 円	3,200 円	3,200 円	4,800 円

扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。